

認証ロゴマークの取扱とシールの販売先について

1 認証ロゴマークの使用

兵庫県認証食品は、その認証期間中、原則としてその受証者に限り、認証を受けた商品に対して、規定の色や形式に則った認証ロゴマークを表示することができます。なお、ひょうごブランド商品としても認証された食品については、推奨ブランド・安心ブランドのロゴマークと併用する場合には、認証ロゴマーク（Eマーク）を使用できます。

2 認証ロゴマーク・電子データの提供

商品パッケージ等に印刷するため、ロゴマークの電子データが必要な場合は、最寄りの県民局の担当者にご依頼ください。既定の形式については、無償でご提供します。

3 認証ロゴマーク・シールの購入

認証ロゴマークを印字したシールを下記の協会で販売しています。購入を希望される場合は、認証番号と受証者の氏名・名称を確認の上、直接ご連絡ください。

(1) 販売者

「一般社団法人 兵庫県食品産業協会」

住所：〒650-0013 神戸市中央区花隈町12番6号第三大知ビル2階

TEL 078-361-8154 FAX 078-361-8155

(2) 販売対象シール

ひょうご推奨ブランド・ひょうご安心ブランド

- ・申し込み単位：10シート（500枚） 1シート：50枚
- ・販売価格：250円（消費税込み）/10シート
- ・サイズ：縦2.0cm/2.0cm



ひょうご推奨・ブランド（ほっとちゃん+Eマーク）商品

- ・申し込み単位：10シート（500枚） 1シート：50枚
- ・販売価格：350円（消費税込み）/10シート
- ・サイズ：縦2.0cm/2.5cm



(3) 送料

送付部数 150シート未満 / 200円 150シート以上 / 910円

販売価格、送料は平成31年4月時点のものです。変更される場合がありますので、販売者にお問い合わせください。

4 兵庫県認証食品を使った加工食品・受証者以外へのロゴマークの使用

兵庫県認証食品を原材料に作った加工食品にロゴマークを使用する場合や、受証者以外の者がロゴマークを使用する場合には、別途承認手続が必要となります。この場合、下記の書類を添えて県民局にご提出ください。なお、内容について受証者に確認を求める場合があります。

(1) 兵庫県認証食品を原材料に使用した加工食品にロゴマークを使用する場合

あくまで原材料が兵庫県認証食品であり、それを使った商品は兵庫県認証食品ではありませんので、消費者に当該商品が認証食品であるかのような誤認を与えないよう、事前に使用承認申請が必要です。

なお、表示に際しては『この商品は、兵庫県認証食品（ ブランド）の を原材料に使用しています』等誤認を与えないよう付記する必要があります。

提出書類

ロゴマーク使用承認申請書（様式第1号）

ロゴマーク仕様書に準拠した用法で使われていることが確認できる写真・レイアウト・スケッチ・原稿など（既存販売の認証ロゴマークシールを使用する場合を除く）

認証食品を仕入れた旨が確認できる仕入伝票

認証書の写し又は認証番号が分かる資料

受証者以外の者が使用する場合

(2) 受証者以外の者が兵庫県認証食品にロゴマークを使用する場合

兵庫県認証食品の受証者以外の者が自社の名前を示して認証食品を使用する場合は、当該商品が兵庫県認証食品であるか確認できないため、消費者に他社が受証者であるという誤認を与えないよう、事前に使用承認申請が必要です。

提出書類

ロゴマーク使用承認申請書（様式第1号）

ロゴマーク仕様書に準拠した用法で使われていることが確認できる写真・レイアウト・スケッチ・原稿など（既存販売の認証ロゴマークシールを使用する場合を除く）

認証食品を仕入れた旨が確認できる仕入伝票

認証書の写し又は認証番号（認定番号）が分かる資料

5 規定外の色ロゴマーク使用

認証ロゴマークの認知度を高め、消費者への識別性を高めるため、ロゴマークには使用規程があります。包装資材として単色で使用する場合など、規定と異なる使用を行う場合には申請手続が必要です。

提出書類

規定と異なる色のロゴマーク使用承認申請書

ロゴマークの色が確認できる写真・レイアウト・スケッチ・原稿など